

仕 様 書

1 案件名称

第 27 回参議院議員通常選挙用 長机ほか 3 点借入

2 貸借物品 品名及び数量

	品 名	形状・寸法	数量	備考
1	長 机	W1800×D600×H900mm	101 台	※補助器具による高さ調節でも可
2	長 机	W1800×D450×H700mm	54 台	
3	丸椅子		141 脚	
4	スポット クーラー	・寸法（幅×奥行×高さ） 400～450mm×400～450mm× 800～860mm ・重量 42kg 以下 ・電源 単相 100V ・消費電力 1.24kW 以下 ・冷房能力 2.5kW 以上 ・運転音 69dB 以下	3 台	【参考製品】※同等品可 ・(株) ナカトミ / SAC-30 ・日動工業 (株) / SPC-25ACN ・アイリスオーヤマ / ISAC-1201-B

3 貸借期間

参議院議員通常選挙期日の 3 日前から参議院議員通常選挙期日の翌日まで

【参考】

参議院議員通常選挙期日が令和 7 年 7 月 20 日（日）の場合

令和 7 年 7 月 17 日(木)から令和 7 年 7 月 21 日(月)【4 泊 5 日】

参議院議員通常選挙期日が令和 7 年 7 月 27 日（日）の場合

令和 7 年 7 月 24 日(木)から令和 7 年 7 月 28 日(月)【4 泊 5 日】

4 搬出入先

	品 名	数量	搬出入先
1	長 机	101 台	〒536-8510 大阪市城東区中央 3-5-45 城東区複合庁舎 2 階 大阪市立城東区民センター 城東スギタクレストホール ※無料駐車台数 1 台 ※有料駐車場あり（1 階・屋根あり） 車高制限：3.2m ※搬入用エレベーター使用可
2	長 机	54 台	
3	丸椅子	141 脚	
4	スポット クーラー	1 台	〒536-0007 大阪市城東区成育 1-5-19 大阪市立成育小学校 講堂

5	スポット クーラー	1 台	〒536-0008 大阪市城東区関目 4-12-15 大阪市立関目東小学校 講堂
6	スポット クーラー	1 台	〒536-0025 大阪市城東区森之宮 1-6-64 大阪市立森之宮小学校 講堂

5 搬出入作業等について

- (1) 賃借開始日の午前 9 時 30 分より上記搬入先に賃借物品を搬入し、職員の指示により配置する。
- (2) 賃借終了日の午前 10 時 00 分より上記搬出先にて賃借物品の撤収及び回収を行う。

6 その他

- (1) 搬出入・配置及び撤収・回収場所での作業内容については、本市職員の指示に従うとともに、事前に打合せを行うこと。
- (2) 搬出入等には、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置（養生等）を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (3) 賃借物品の搬送から設置・撤収および回収にかかる全ての経費は、本契約に含むものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めない事項については、そのつど書類等により確認を行うとともに、当区の指示を遵守すること。

7 事業担当

城東区役所 総務課 担当者：木挽

住所：大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 城東区役所内 3 階 31 番窓口

電話番号：06-6930-9625 / FAX 番号：050-3535-8684

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務担当）へ報告しなければならない。7

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること